

宮城県林業・木材産業改善資金事務取扱要領

目次

- 第1章 総則（第1・第2）
 - 第2章 林業・木材産業改善資金の貸付条件等（第3～第6）
 - 第3章 県の林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付手続等（第7～第26）
 - 第4章 県の融資機関に対する県貸付金の貸付手続等（第27～第42）
 - 第5章 融資機関の林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付手続等（第43～第62）
 - 第6章 林業・木材産業改善資金の管理運営等（第63～第66）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1 林業・木材産業改善資金制度の運営及び事務取扱いについては、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律42号。以下「法」という。）、林業・木材産業改善資金助成法の施行について（平成15年6月11日付け15林政企第14号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年宮城県規則第91号。以下「貸付規則」という。）、財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）及び宮城県（以下「県」という。）が宮城県森林組合連合会（以下「県森連」という。）、森林組合、宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）又は融資機関との間に締結する事務委託契約書に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 政令

林業・木材産業改善資金助成法施行令（昭和51年政令第131号）をいう。

(2) 林業・木材産業改善資金

法第2条の資金をいう。

(3) 林業・木材産業改善措置

法第2条に規定するものをいう。

(4) 県貸付金

法第3条第2項の規定による県の貸付金をいう。

(5) 融資機関

法第3条第2項で規定するものをいう。

第2章 林業・木材産業改善資金の貸付条件等

(資金内容及び貸付対象者)

第3 林業・木材産業改善資金の資金内容は、別表のとおりとし、次に掲げる条件を併せ有するものとする。

- (1) 立木の取得に必要な資金は、立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり、高能率の林業機械又は加工機械の導入に伴い必要となる立木の取得費用に類するものは含まないこと。
- (2) 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金は、林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られること。
- (3) 土地及び建物（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設、きのこ栽培舎その他林業・木材産業改善措置に必要不可欠なものを除く。）の取得費用は含まれないこと。

2 林業・木材産業改善資金の貸付対象者は、別表のとおりとするが、法人格のない団体にあつては次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- (1) 林業又は木材産業の経営、林産物の生産若しくは販売の方式の改善等を共同して又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているものであること。
- (2) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関する定めを有するものであること。

(補助残に対する貸付)

第3の2 県又は市町村が独自に実施する補助事業（国費が入るものは不可。）と林業・木材産業改善資金を一体的に活用することにより、当該事業が一層の効果を発揮し、かつ効率的で計画的な実施が可能と認められる場合に限り、当該補助事業の補助残を限度として、林業・木材産業改善資金を貸付ることができる。

(貸付金の利率、償還期間等)

第4 貸付金は、無利子とする。また、貸付単位は1万円とし、端数は切り捨てるものとする。

2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。

ただし、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第9条に規定する林業・木材産業改善資金にあつては12年以内（3年以内の据置期間を含む。）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）（以下「労確法」という。）第7条に規定する同資金にあつては15年以内（3年以内の据置期間を含む。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）（以下「農商工等連携促進法」という。）第13条に規定する同資金にあつては12年以内（5年以内の据置期間を含む。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進に関する法律（平成20年法律第45号）第9条に規定する同資金にあつては12年以内（3年以内の据置期間を含む。）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律

(平成22年法律第36号)第12条に規定する同資金にあつては12年以内(3年以内の据置期間を含む。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)(以下「六次産業化法」という。)第10条に規定する同資金にあつては12年以内(5年以内の据置期間を含む。)、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)(以下「森林間伐特措法」という。)第11条に規定する同資金にあつては12年以内(5年以内の据置期間を含む。)、山村振興法(昭和40年法律第64号)第8条に規定する同資金にあつては12年以内(5年以内の据置期間を含む。)、木材の安定供給に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第15条に規定する同資金にあつては12年以内(3年以内の据置期間を含む。)、森林間伐特措法第16条に規定する同資金にあつては12年以内(3年以内の据置期間を含む。)、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)第24条第2項に規定する同資金にあつては12年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。

- 3 償還期間(据置期間を含む。)を定めるに当たっては、借入希望者の経営状況、貸付対象施設等の性質、規模及び耐用年数を総合的勘案し、適正な期間を設定するものとする。
- 4 貸付金の償還期日は、毎年度5月31日とし、貸付金交付日以降最初の5月31日を第1回目の償還期日とする。ただし、償還期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時は、その翌日とする。
- 5 貸付金の償還は、原則として千円単位の均等年賦払いの方法によるものとし、償還年数(据置期間のある場合は、据置期間経過後の年数)で徐した額に端数が生じるときは、初回の償還に加算するものとする。また、1万円単位の均等年賦払いの方法による償還でも可とする。
なお、償還期間が1年以内の貸付金にあつては一時払いの方法によるものとする。
- 6 融資機関に対する県貸付金の償還期間は、16年以内(4年以内の据置期間を含む。)とする。
ただし、労確法第7条に規定する同資金にあつては16年以内(4年以内の据置期間を含む。)、農商工等連携促進法第13条に規定する林業・木材産業改善資金にあつては16年以内(6年以内の据置期間を含む。)、六次産業化法第10条に規定する同資金にあつては16年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。

(連帯保証人及び物的担保)

- 第5 貸付規則第3条第1項に規定する連帯保証人は、原則として連帯保証人の保証能力(連帯保証人資産・負債状況調査書(様式第1号)の保証能力合計の欄に掲げる金額をいう。以下同じ。)が一の貸付申請に係る貸付金の額(以下「貸付申請額」という。)以上である者とする。
- 2 連帯保証人は、原則として県内に住所を有する者で、かつ、貸付申請者と生計を一にする親族以外の者とする。ただし20万円以下の貸付に限り生計を一にする親族でも可とする。
- 3 貸付規則第3条第1項に規定する担保は、林業・木材産業改善資金により導入する施設若しくは機械又は土地若しくは建物の不動産とする。
- 4 第1項の連帯保証人の数、及び前項の担保の要件は、次のとおりとする。

借受主体	貸付申請額	連帯保証人	担保要件	備考
個人	20万円以下	1人以上	不要	20万円以下に限り連帯保証人は同一生計の親族でも可とする。
	500万円未満	1人以上	原則不要	連帯保証人の保証能力が貸付申請額に満たない場合は、不足する金額以上の評価額を有する担保を提供すること。 (根拠：貸付規則第3条第4項及び事務取扱要領第5第6項)
	500万円以上	1人以上	(必須) 貸付申請額以上の評価額を有する物件。	担保評価額が貸付申請額に満たない場合は、不足する金額以上の保証能力を有する保証人を1人以上立てること。 (根拠：貸付規則第3条第3項及び事務取扱要領第5第5項)
林業従事者等の組織する団体、法人	1,000万円未満	代表者を含め1人以上	原則不要	連帯保証人の保証能力が貸付申請額に満たない場合は、不足する金額以上の評価額を有する担保を提供すること。 (根拠：貸付規則第3条第4項及び事務取扱要領第5第6項)
	1,000万円以上	代表者を含め1人以上	(必須) 貸付申請額以上の評価額を有する物件。	担保評価額が貸付申請額に満たない場合は、不足する金額以上の保証能力を有する保証人を1人以上立てること。 (根拠：貸付規則第3条第3項及び事務取扱要領第5第5項)

5 貸付規則第3条第3項及び第4項に規定する別に定める金額とは、個人にあつては500万円、林業従事者等の組織する団体にあつては1,000万円とする。

6 貸付規則第3条第4項に規定する知事が債権保全上必要があると認める場合とは、第1項に規定する保証能力が貸付申請額に満たない場合で、貸付申請者が保証人の追加又は変更の求めに応じることができない場合をいう。

(貸付資格の認定基準)

第6 林業・木材産業改善措置の内容が次の各号に掲げる措置のいずれかに該当し、かつ、法第7条第1項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする林業従事者等（以下「申請者」という。）が申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認められる場合は、林業・木材産業改善資金の貸付資格を認定するものとする。

(1) 新たな林業部門の経営の開始

従来行っていなかった林業部門の事業へ進出することをいい、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。

(2) 新たな木材産業部門の経営の開始

従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出することをいい、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。

(3) 林産物の新たな生産方式の導入

先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入することをいう。

(4) 林産物の新たな販売方式の導入

従来の技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入することをいう。

(5) 林業労働に係る安全衛生施設の導入

林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設を導入することをいう。

(6) 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等を導入することをいう。

2 貸付資格の認定に当たっては、次の事項について留意するものとする。

(1) 当該認定に係る林業・木材産業改善資金の貸付けが、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進に資するものとなるよう、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第1項の規定に基づき知事が定めた「林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想（平成14年5月28日付け林振第162号）」、及びみやぎ森と緑の県民条例（平成30年3月23日付け宮城県条例第1号）基本計画に基づく「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」の内容等に即したものであること。

(2) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置に係る事業（以下「貸付金に係る事業」という。）が、貸付金に係る事業の効果の発現時期の早期化及び資金の効果的利用の観点から、原則として、林業・木材産業改善資金の貸付け後3か月以内（森林施業の継続した実施、研修等3か月以内に完了することが困難なものについては、林業・木材産業改善措置に関する計画に記載する事業完了までの期間以内）に完了すると見込まれるものであること。

(3) 当該認定に係る林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な林業・木材産業改善資金以外の資金についても、その調達及び償還の確実性が十分見込まれるものであること。

第3章 県の林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付手続等

（貸付申請書の提出）

第7 申請者は、林業・木材産業改善資金貸付申請書（様式第2号。以下「貸付申請書」という。）に林業・木材産業改善措置に関する計画書（様式第3号。以下「改善計画書」という。）、収支計画書（様式第4号）及び次に掲げる書類を添えて、申請者の住所地をその地区内に含む森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号の事業を行う森林組合又は中小企業等協同組合

法（昭和24年法律181号）第9条の2第1項第2号の事業を行う宮城県木材協同組合（以下「森林組合等」という。）に3部提出するものとする。

- (1) 事業費の見積書（原則2社以上）。1社随意契約にする場合は見積書及び業者選定理由書
- (2) 所得（法人）税申告書及び損益計算書（直近3年（期）分）
- (3) 申請者が未成年である場合は、親権者又は未成年後見人の同意書（様式第5号）
- (4) 施設の取得の場合は、施設の位置図、配置図、平面図（内部の使用区分を明記）等及び建築確認が必要なものにあつては建築確認書又は建築確認申請書の写し
- (5) 機械及び施設の取得の場合は、カタログ又は参考資料
- (6) 団体借受の場合は、及び団体の規約又は定款並びに当該借受に係る議決に関する資料
- (7) 貸付けを受けるに当たって権利関係の設定等を行っている場合は、当該権利の設定契約書等の写し
- (8) 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の①連帯保証人資産・負債状況調書（様式第7号。以下「連帯保証人調書」という。）並びに②所得証明書、③市町村固定資産評価証明書及び④不動産登記簿謄本。ただし、貸付申請額が500万円に満たない場合には、①連帯保証人調書の提出を省略することができる。また、個人の20万円以下の貸付申請の場合、及び森林組合等において貸付申請額が500万円未満で、かつ代表者が連帯保証人の場合は、①から④までの資料の提出を省略することができる。
- (9) 債権保全に係る提出書類については、林業・木材産業改善資金担保事務取扱要領（平成13年6月1日施行。以下「担保事務要領」という。）により、関係する書類を提出すること。
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定により、貸付申請書、改善計画書、収支計画書及び添付書類（以下「貸付申請書類」という。）の提出を受けた森林組合等は貸付申請者の住所地を所管する地方振興事務所長又は地域事務所長（以下「所長」という。）に貸付申請書類を2部送付するものとする。

3 林業・木材産業改善資金の貸付けを受けようとする者がやむを得ない理由により第1項の規定による貸付申請書を森林組合等を経由して提出することができないときは、直接、当該申請者の住所地を所管する所長に2部提出するものとする。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次に掲げる者が林業・木材産業改善資金の貸付けの申請者である場合には、直接、当該申請者の住所地を所管する所長に貸付申請書類を2部提出するものとする。

- (1) 市町村、財産区及び市町村の一部事務組合
- (2) 森林組合
- (3) 社団法人宮城県林業公社（昭和41年6月23日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）
- (4) 宮城県森林組合連合会（以下「県森連」という。）
- (5) 宮城県木材協同組合（以下「県木協」という。）

5 所長は、前3項の規定により貸付申請書の提出又は送付があつたときは、当該申請者の林業・木材産業改善措置に関する意見書（様式第8号）を作成し、その意見書と貸付けの決定に参考となる資料を添付の上、当該貸付申請書類を知事に進達するものとする。

(貸付決定の通知等)

- 第8 知事は、第7第5項の規定により貸付申請書類の進達を受けたときは、当該貸付申請書類の審査を行うものとする。この場合、担保に係る審査については、担保事務要領に留意して審査するものとする。
- 2 知事は、貸付けの適否を決定する上で必要と認める場合には、別に定める設置要領に基づき、貸付けの適否の決定に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催して必要な意見を求めることとする。
- 3 知事は、貸付けの適否を決定する場合においては、所長、森林組合等に対し、当該貸付けの適否について意見を求めることができる。
- 4 知事は、予算の範囲内で貸付けを行う、又は行わない旨の決定をするものとする。
- 5 知事は、貸付けを決定したときは、林業・木材産業改善資金貸付決定通知書（様式第9号。以下「貸付決定通知書」という。）に、林業・木材産業改善資金借用証書（様式第10号。以下「借用証書」という。）を添えて、第12に規定する資金の交付を経由する機関（以下「委託事務処理機関」という。）を経由して申請者に交付し、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとする。
- 6 委託事務処理機関は、前項の規定により貸付決定通知書及び借用証書の送付を受けたときは、資金管理台帳（様式第11号）に所定事項を記入の上、当該貸付決定通知書及び借用証書を申請者に送付するものとする。
- 7 知事は、貸付けを行わない旨の決定をしたときは、貸付不承認通知書（様式第12号）を委託事務処理機関を経由して申請者に交付し、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとする。

(借用証書の提出等)

- 第9 申請者は、第8第5項の規定により貸付決定の通知を受けたときは、その通知を受けた日から10日以内に借用証書を委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。この場合、当該借用証書には、申請者（団体の場合は、その代表者）、連帯債務者及び連帯保証人は自ら署名・押印し、発行後3か月以内の印鑑証明書及び民法（明治29年法律第89号）第465条の6以下の規定による保証意思を確認した公正証書の謄本を添付しなければならない。
- 2 委託事務処理機関は、前項の規定により借用証書の提出を受けたときは、その内容を点検の上、当該借用証書の所定欄に受理年月日を記入し、知事に送付するものとする。

(借受辞退)

- 第10 申請者は、貸付金の交付を受ける前に借受けを辞退しようとするときは、速やかに林業・木材産業改善資金借受辞退届（様式第13号の1。以下「借受辞退届」という。）に貸付決定通知書を添えて委託事務処理機関に提出しなければならない。
- 2 委託事務処理機関は、前項の規定により借受辞退届の提出を受けたときは、直ちに所長を経由して知事に送付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により借受辞退届の送付を受け、貸付けの決定を取り消したときは、林業・木材産業改善資金貸付決定取消通知書（様式第13号の2。以下「貸付決定取消通知書」という。）

を委託事務処理機関を経由して申請者に交付し、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第11 知事は、貸付規則第8条第1項(虚偽の記載)の規定により貸付決定を取り消したときは、第10第3項に準じて処理するものとする。

(貸付金の交付)

第12 知事は、第9の規定により借用証書を受領したときは、その記載内容を確認の上、次に掲げる区分により貸付金を申請者に交付するものとし、その旨を県森連又は県木協に連絡するものとする。この場合、申請者への交付に当たっては、当該申請者が指定する当該申請者名義の改善資金専用の預金口座に口座振替の方法により行うものとする。

- (1) 事務取扱要領第7第1項の規定により貸付申請書を森林組合に提出した者については、県森連及び森林組合を経由して交付する。
- (2) 事務取扱要領第7第1項の規定により貸付申請書を県木協に提出した者については、県木協を経由して交付する。
- (3) 事務取扱要領第7第3項の規定により貸付申請書を所長に提出した者については、直接交付する。
- (4) 事務取扱要領第7第4項の規定により貸付申請書を所長に提出した者のうち、森林組合については県森連を経由し、その他の者については直接交付する。

(貸付金使途の明確化)

第13 借受者は、貸付金に係る事業の実施に当たり自己資金を必要とする場合は、自己資金をあらかじめ預金口座に積み立てなければならない。

- 2 借受者は、貸付金の使途を明確にするため、当該貸付金に係る事業における施設、機械、資材等の代金支払は口座振替によるものとする。
- 3 借受者は、前項の代金支払に係る領収証等の証書類を整備保管しなければならない。

(事業の実施期間及び実施報告等)

第14 借受者は、貸付決定後速やかに当該貸付金に係る事業に着手し、貸付金受領後3か月以内又は事業を実施するのに必要な期間としてあらかじめ知事が承認した期間内に完了しなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、交付された貸付金を速やかに使用するものとする。

- 2 借受者は、災害等やむを得ない事情により第1項に規定する期間内に貸付金に係る事業を完了することが困難な事態が発生した場合は、第22の規定により知事の承認を受けて期間を延長することができる。
- 3 借受者は、貸付金に係る事業が完了したときは、当該事業完了の日から30日以内に林業・木材産業改善資金事業実施報告書(様式第14号。以下「事業実施報告書」という。)を次に掲げる区分により提出しなければならない。この場合、事業実施報告書には、当該事業の経費の支払を証明

する書類（見積書、契約書、納品書、請求書、振込依頼書兼領収書、領収書、通帳それぞれの写し、その他知事が必要と認める書類）とともに、借受者が団体の場合は資金調達明細書（様式第15号）を添付しなければならない。ただし、研修に係る資金の借受者にあつては、この限りでない。

（1）貸付申請書を森林組合又は県木協（以下「森林組合等」という。）に提出した者は、当該森林組合等に3部提出する。

（2）貸付申請書を所長に提出した者は、所長に2部提出する。

4 研修に係る資金の借受者は、研修に就いたときに研修証明書（様式第16号の1）を、研修を終了したときには事業実施報告書に代えて研修終了報告書（様式第16号の2）を前項各号に掲げる区分により提出しなければならない。

5 森林組合等は、前2項の規定により事業実施報告書又は研修証明書若しくは研修終了報告書の提出があつたときは、その記載内容を確認の上、1部を控えとし2部を所長に送付するものとする。

6 所長は、前3項の規定により事業実施報告書若しくは研修証明書若しくは研修終了報告書の送付又は提出を受けたときは、第15第2項第1号及び第2号の規定による書類審査及び現地調査を行い、その状況を記載して、1部を知事に進達するものとする。

7 所長は、貸付金に係る事業年（林業従事者等の組織する団体にあつては事業年度）の終了後、当該貸付金に関し第15第2項第3号の規定による追加確認調査を行い、その状況を知事に報告するものとする。

8 所長は、償還が完了するまでの間、毎年度8月31日現在で第15第2項第4号の規定による定期確認調査を行い、その状況を9月30日までに知事に報告するものとする。

（事業実施の確認）

第15 貸付金に係る事業の実施状況等の確認は、書類審査、現地調査及び追加の書類確認によるものとする。ただし、当該貸付金の借受者に対する普及指導の経緯及び完了報告書の添付資料等により、完了の確認が十分かつ的確に行えると判断されるものについては、現地調査を省略することができる。

2 調査確認事項は次のとおりとする。

（1）書類審査

ア 貸付申請書、改善計画書、事業費の支払証書等を基に、事業の完了等を確認する。

イ 機械・施設等にあつては、納品書、売買契約書、登録証等を基に、事業の完了等を確認する。

ウ その他必要な事項を確認する。

（2）現地調査

ア 改善計画書と導入機械・施設等を照合し確認する。

イ その他必要な事項を確認する。

（3）追加確認調査

ア 貸付金に係る事業年（当該貸付金の借受者が林業従事者等の組織する団体にあつては事業年度）が終了し、当該借受者による税務申告がなされた後、総勘定元帳、決算関係書類、税務申告書等を基に、機械・施設等の取得の事実が当該総勘定元帳等に記載されているか確認す

る。

イ その他必要な事項を確認する。

(4) 定期確認調査

ア 現地において導入機械・施設等の状況、事業実施状況、経営状況等を確認する。必要に応じて決算書の写し等を提出させる。

イ その他必要な事項を確認する。

(繰上償還)

第16 借受者は、当該貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとする場合又は次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに林業・木材産業改善資金繰上償還届（様式第17号の1。以下「繰上償還届」という。）を委託事務処理機関に提出しなければならない。

(1) 事業を中止し、又は廃止した場合

(2) 事業費が減少し、借り受けた林業・木材産業改善資金に余剰が生じた場合

(3) 合併又は解散等により借受者である団体が消滅し、その事業を引き継ぐ者がいない場合

(4) 借受者が死亡し、その事業を引き継ぐ者がいない場合

2 委託事務処理機関は、前項の規定により繰上償還届を受理したときは、内容を確認の上、所長を経由して知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定により繰上償還届の送付を受けたときは、林業・木材産業改善資金繰上償還承認通知書（様式第17号の2。以下「繰上償還承認通知書」という。）を、委託事務処理機関を経由して借受者に交付し、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとする。

4 借受者は、前項の規定により繰上償還承認通知書を受理したときは、納入期限までに当該償還金を、委託事務処理機関に納入するものとする。

(期限前償還)

第17 知事は、貸付金に係る債権を保全するために必要があると認めたとき及び借用証書裏面の特約条項第1条各号のいずれかに該当すると認めたときは、償還期限にかかわらず林業・木材産業改善資金期限前償還通知書（様式第18号。以下「期限前償還通知書」という。）により借受者に対し、貸付金の全部又は一部の償還を命ずるとともに、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとする。この場合、借受者の故意により借用証書裏面の特約条項第1条各号のいずれかに該当したときは、期限前償還を命じた金額につき、貸付けた日から支払を受けた日までの日数に応じ、当該金額に12.25パーセントの割合で計算した違約金を加算して徴収するものとする。

2 借受者は、前項の規定により期限前償還通知書を受理したときは、納入期限までに当該通知書に示す償還金を、委託事務処理機関に納入するものとする。

(約定償還の通知)

第18 知事は、約定償還を請求するときは、償還期日の20日前までに委託事務処理機関に通知するものとする。

2 委託事務処理機関は、償還期日の10日前までに納入通知書を借受者に送付するものとする。

(償還金の納入)

第19 借受者は、納入通知書を受領したときは、納入通知書に記載された委託事務処理機関に、償還金を納入するものとする。

2 委託事務処理機関は、借受者から償還金を受領したときは、領収証を交付するものとする。

(違約金)

第20 借受者は、貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払日までの日数に応じて年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を県に納付しなければならない。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

2 貸付規則第14条の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者が支払った日までの日数を、前項の規定に基づき算出した日数から控除することができる。

(支払猶予の手続)

第21 借受者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合であって、貸付金の償還が著しく困難であるときは、林業・木材産業改善資金支払猶予申請書(様式第19号の1。以下「支払猶予申請書」という。)により支払猶予の申請をすることができる。この場合、支払猶予申請書には、知事がその都度定める者による災害等の事実を証する書類を添付し、委託事務処理機関に提出しなければならない。

(1) 災害(暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、低温、降霜、降ひょう等による自然的災害のほか、火災、盗難等の人的災害を含む。)によって被害を受けた場合

(2) 借受者又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷があった場合

2 委託事務処理機関は、前項の規定により支払猶予申請書の提出を受けたときは、所長を経由して知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定により支払猶予申請書の送付を受け、支払猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金支払猶予決定通知書(様式第19号の2。以下「支払猶予決定通知書」という。)及び林業・木材産業改善資金借用証書変更証書(様式第19号の3。以下「変更証書」という。)を委託事務処理機関を経由して借受者に交付するとともに、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定をしたときは、第10第3項に準じて処理するものとする。

4 借受者は、前項の規定により支払猶予決定通知書の送付を受けたときは、第9第1項に準じて変更証書を委託事務処理機関に提出するものとする。

5 委託事務処理機関は、前項の規定により変更証書の提出を受けたときは、第9第2項に準じて変更証書の記載内容を確認の上、知事に送付するものとする。

(事業計画の変更申請等)

第22 借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、事業計画又は資金計画を変更する場合

は、林業・木材産業改善資金事業計画変更承認申請書（様式第20号の1。以下「計画変更申請書」という。）を委託事務処理機関に提出するものとする。ただし、次に掲げる以外の軽微な変更又は改善計画書に記載された内容であって、かつ、当該貸付決定額を超えない変更にあつては、この限りでない。この場合、借受者は、第14第3項の規定による事業実施報告書の提出の際に、当該事業実施報告書に変更の内容と理由を記載するものとする。

- （1）貸付けの対象となった施設、機械若しくは資材の種類若しくは規模又は工事内容を著しく変更しようとする場合
- （2）借受者が団体であつて、その受益構成員に変更が生じる場合
- （3）第14第2項の規定による承認を受けようとする場合

2 委託事務処理機関は、前項の規定により計画変更申請書の提出を受けたときは、所長を経由して知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定により計画変更申請書の送付を受け、これを承認したときは、林業・木材産業改善資金事業計画変更承認通知書（様式第20号の2）を委託事務処理機関を経由して借受者に送付するとともに、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとし、承認しないときは、第10第3項に準じて処理するものとする。

（据置期間の変更申請等）

第23 借受者は、貸付けを受けた後償還が始まるまでの間に、据置期間を変更しようとする場合は、林業・木材産業改善資金償還方法変更申請書（様式第21号の1。以下「償還方法変更申請書」という。）を委託事務処理機関に提出しなければならない。

2 委託事務処理機関は、前項の規定により償還方法変更申請書の提出を受けたときは、所長を経由し知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定により償還方法変更申請書の送付を受け、これを承認したときは、林業・木材産業改善資金償還方法変更承認通知書（様式第21号の2。以下「償還方法変更承認通知書」という。）及び変更証書を委託事務処理機関を経由して借受者に送付し、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとする。また、承認しないときは第10第3項に準じて処理するものとする。

4 借受者は、前項の規定により償還方法変更承認通知書の送付を受けたときは、第9第1項に準じて変更証書を委託事務処理機関に提出するものとする。

5 委託事務処理機関は、前項の規定により変更証書の提出を受けたときは、第9第2項に準じて変更証書の記載内容を確認の上、知事に送付するものとする。

（借受者又は連帯保証人に関する変更）

第24 借受者は、当該貸付金の償還が終了するまでの間に当該貸付金に係る借受者（連帯債務者を含む。以下同じ。）又は連帯保証人（連帯保証人を徴求している場合に限る。）及び担保提供について変更が生じた場合は、次に掲げる書類を遅滞なく委託事務処理機関に提出しなければならない。

- （1）連帯保証人を追加若しくは変更し、又は担保を追加若しくは変更しようとする場合は、林業・木材産業改善資金連帯保証人・担保（追加・変更）承認申請書（様式第22号の1。以下「連帯保証人・担保（追加・変更）承認申請書」という。）に第7第1項第8号及び第9号に

規定する書類を添付したもの

(2) 借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは氏名の変更（借受者自体が変わる場合を除く。）又は団体の代表者若しくは代表者の氏名に変更が生じた場合は、林業・木材産業改善資金借受者・連帯保証人住所氏名変更届（様式第22号の2。以下「借受者・連帯保証人住所氏名変更届」という。）

(3) 借受者が死亡又は借受者としての資格を喪失した場合において、相続又は事業の委譲により貸付金に係る事業及び債務を引き継ごうとするときは、林業・木材産業改善資金借受者変更承認申請書（様式第22号の3。以下「借受者変更承認申請書」という。）

2 委託事務処理機関は、前項の規定に係る届け又は申請書の提出を受けたときは所長を経由して知事に送付するものとする。

3 所長は、第1項第3号の規定により借受者変更承認申請書の送付を受けたときは、借受者の変更に係る意見書（第22号の4）を添付して知事に送付するものとする。

4 知事は、第2項又は前項の規定により届け又は申請書を受理し、これを承認したときは、林業・木材産業改善資金借受者・連帯保証人・担保（追加・変更）承認通知書（様式第22号の5。以下「借受者・連帯保証人・担保（追加・変更）承認通知書」という。）及び変更証書（第1項第2号に係る場合を除く。）を委託事務処理機関を経由して借受者に交付するとともに、その旨を所長及び委託事務処理機関に通知するものとし、承認しないときは、第10第3項に準じて処理するものとする。

5 借受者は、前項の規定により借受者・連帯保証人・担保（追加・変更）承認通知書の送付を受けた場合で、借受者又は連帯保証人を変更するときは、第9第1項に準じて変更証書を委託事務処理機関に提出するものとする。

6 委託事務処理機関は、前項の規定により変更証書の提出を受けたときは、第9第2項に準じて変更証書の記載内容を確認の上、知事に送付するものとする。

（債権の保全）

第25 森林組合又は県木協は、貸付金の使途、貸付金の弁済の履行、借受者の経営状況、連帯保証人の信用状況、借受者又は連帯保証人の死亡、失踪、追加、変更及び債権者からの強制執行等に常時注意し、債権保全上支障を生じると思われる事態が発生したときは、その状況を直ちに林業・木材産業改善資金債権管理報告書（様式第23号）により知事に報告し、その指示を受けるものとする。

2 森林組合又は県木協は、借受者が償還金の償還期日を過ぎてもなお償還しないときは、直ちに当該延滞者ごとにその事情を調査して林業・木材産業改善資金未償還調査書（様式第24号）により知事に報告するものとする。

（借用証書の返戻）

第26 知事は、貸付金の償還が完了した借受者に対し、速やかに委託事務処理機関を経由して借用証書を返戻するものとする。

第4章 県の融資機関に対する貸付金の貸付手続等

(貸付申請書等の提出)

第27 申請者は、第7に規定する書類を融資機関に提出するものとする。この場合、貸付申請書にあっては、貸付申請書に代えて林業・木材産業改善資金借入申込書（様式第25号）を、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の債務保証を利用する場合は、債務保証依頼書を提出するものとする。

(県貸付金貸付申請等)

第28 第27の規定により貸付申請書の提出を受け、林業・木材産業改善資金の貸付けを行おうとする融資機関は、当該申請者の住所地を所管する所長に貸付申請書類の写しを添えて、当該申請に係る林業・木材産業改善措置に関する意見書を求めるものとする。

2 前項により意見を求められた所長は、内容を確認の上、様式第8号により当該融資機関あて意見書を送付するものとする。

3 当該申請者への貸付けが適当と認め、県貸付金の貸付けを受けようとする融資機関は、林業・木材産業改善資金県貸付申請書（様式第26号。以下「県貸付金貸付申請書」という。）及び改善計画書に前項の規定により徴求した意見書の写しを添えて知事に送付するものとする。

(貸付決定の通知等)

第29 知事は、第28第4項の規定により県貸付金貸付申請書の送付を受けたときは、当該申請に係る書類の審査を第8の規定に準じて行なうものとする。

2 知事は、第28第1項に定める意見書を勘案し、予算の範囲内で貸付けを行う、又は行わない旨の決定をするものとする。

3 知事は、貸付けを決定したときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定通知書（様式第27号。以下「県貸付金決定通知書」という。）に林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書（様式第28号。以下「県貸付金借用証書」という。）を添えて、融資機関に交付し、その旨を所長に通知するものとする。

4 知事は、貸付けを行わない旨の決定をしたときは、貸付不承認通知書を融資機関に交付し、その旨を所長に通知するものとする。

(県貸付金の交付)

第30 融資機関は、第29第3項の規定に基づき県貸付金の交付を受けようとするときは、支払請求書（様式第29号）に県貸付金借用証書を添付して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により県貸付金借用証書の提出を受けたときは、その内容を点検し、借受者が信用基金の債務保証を利用する場合には信用基金の債務保証承諾の有無を確認した後に、県貸付金の交付を行うものとし、交付日を県貸付金借用証書に記載するとともに、その旨を当該融資機関及び所長に連絡するものとする。

(貸付条件)

第31 県貸付金の貸付条件については、融資機関が県貸付金を原資として林業従事者等に貸し付ける林業・木材産業改善資金の利率、償還期間、据置期間及び償還方法とそれぞれ同一とする。

2 融資機関は、県貸付金を他の用途に使用してはならない。

(実績報告)

第32 融資機関は、第52第2項の規定により借受者から事業実施報告書の提出を受けたときは、当該報告書受理後1か月以内に第15第2項に定める書類審査及び現地調査を行い、その状況を記載した林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書(様式第30号)に借受者から提出のあった、事業実施報告書の写しを添えて、所長を経由の上、知事に提出するものとする。

2 融資機関は、前項の規定による事業実施報告書の内容が県貸付金の貸付目的に適合していないと知事が認めて必要な指示をした場合は、その指示に従わなければならない。

3 所長は、貸付金に係る事業年(林業従事者等の組織する団体にあつては事業年度)の終了後、当該貸付けに関し第15第2項第3号に定める追加の書類確認を行い、その状況を知事に報告するものとする。

(繰上償還)

第33 融資機関は、県貸付金を繰上償還しようとするときは、第53第1項の規定により借受者から提出のあった繰上償還届の写しを添えて、林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還届(様式第31号の1。以下「県貸付金繰上償還届」という。)を所長を経由して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により県貸付金繰上償還届の提出を受け、これを承認したときは、林業・木材産業改善資金県貸付金繰上償還承認通知書(様式第31号の2)及び納入通知書兼領収書を融資機関に送付し、その旨を所長に通知するものとする。

3 融資機関は、納入期限までに当該繰上償還に係る償還金を県指定金融機関に払い込まなければならない。

(期限前償還)

第34 融資機関は、融資機関が次の各号のいずれかに該当する場合において、知事が償還期間にかかわらず県貸付金の全部又は一部の償還を請求したときは、これに応じなければならない。

(1) 第31第2項、第32第2項、第37第1項、第40及び第41の規定のいずれかに違反した場合

(2) 正当な理由なく県貸付金の償還を行わない場合。ただし、借受者による林業・木材産業改善資金の償還が償還期日までに行われなことを理由として、融資機関が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く。

(3) 誠実に林業従事者等への資金の貸付けを行わない場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなく貸付条件に違反した場合

2 知事は、前項の場合において県貸付金の償還を請求するときは、林業・木材産業改善資金県貸付金期限前償還通知書(様式第32号)及び納入通知書兼領収書を融資機関に送付し、その旨を所長

に通知するものとする。

- 3 融資機関は、納入期限までに当該期限前償還に係る償還金を県指定金融機関に払い込まなければならない。

(約定償還の通知)

第35 知事は、約定償還を請求するときは、納入通知書兼領収書を償還期日の10日前までに融資機関に送付するものとする。

- 2 前項の償還期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはこれらの日の翌日とする。

(償還金の納入)

第36 融資機関は、前項の規定により納入通知書兼領収書の送付を受けたときは、支払期日までに償還金を県指定金融機関に支払わなければならない。

(違約金)

第37 融資機関は、県貸付金の償還を怠ったときは、当該償還すべき期日の翌日から支払日までの日数に応じて年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を県に納付しなければならない。ただし、知事が特にやむを得ない理由があると認めたときは、この限りではない。

- 2 貸付規則第14条の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者が支払った日までの日数を、前項の規定に基づき算出した日数から控除することができる。
- 3 融資機関が県貸付金の償還を支払期日に支払っているときは、借受者が支払期日に償還金を支払わなかった場合に徴収した違約金を県に納付する必要はないものとする。

(支払猶予の手続)

第38 融資機関は、借受者に対する支払の猶予を行おうとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予申請書(様式第33号の1)を所長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により送付を受け、支払猶予の決定をしたときは、林業・木材産業改善資金県貸付金支払猶予決定通知書(様式第33号の2)及び林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書変更証書(様式第33号の3。以下「県貸付金変更証書」という。)を融資機関に交付するとともに、その旨を所長に通知するものとし、支払猶予をしない旨の決定をしたときは、第10第3項に準じて処理するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定により交付を受けたときは、支払猶予決定通知書を速やかに借受者に交付するとともに、県貸付金変更証書を所長を経由して知事に提出するものとする。
- 4 支払猶予に係る融資機関と借受者間の手続については、融資機関の規定又は変更証書に準じて行うものとする。

(据置期間の変更申請等)

- 第39 融資機関は、第57に規定する借受者からの申請を受け、県貸付金の据置期間を変更しようとするときは、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更申請書(様式第34号の1。以下「県貸付金償還方法変更申請書」という。)を所長を経由して知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により県貸付金償還方法変更申請書の提出を受け、償還方法の変更を承認したときは、林業・木材産業改善資金県貸付金償還方法変更承認通知書(様式第34号の2。以下「県貸付金償還方法変更承認通知書」という。)及び県貸付金変更証書を融資機関に送付するとともに、その旨を所長に通知するものとし、承認しないときは、第10第3項に準じて処理するものとする。
- 3 融資機関は、前項の規定により県貸付金償還方法変更承認通知書の送付を受けたときは、償還方法変更承認通知書を速やかに借受者に送付するとともに、県貸付金変更証書を所長を経由して知事に提出するものとする。
- 4 据置期間の変更に係る融資機関と借受者間の手続については、融資機関の規定又は変更証書に準じて行うものとする。

(県からの指示)

- 第40 融資機関は、次に掲げる場合には、直ちに所長を経由して知事に報告し、その指示に従わなければならない。
- (1) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとする場合
 - (2) 林業・木材産業改善資金の貸付けの業務の遂行が困難となった場合

(帳簿書類の調査)

- 第41 知事が、債権の保全管理上必要があると認めて、貸付金に関する帳簿書類等の提出を要求したときは、融資機関は、これに応じなければならない。

(借用証書の返戻)

- 第42 知事は、融資機関が県貸付金を完済したときは、速やかに当該県貸付金に係る県貸付金借用証書を返戻するものとする。

第5章 融資機関の林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金の貸付手続等

(貸付金)

- 第43 融資機関は、県貸付金を財源として林業従事者等に対する林業・木材産業改善資金を貸し付けるものとする。

(貸付条件)

- 第44 融資機関が貸し付ける林業・木材産業改善資金(以下「融資機関貸付金」という。)の貸付条件については、県貸付金の貸付条件と同一とする。

(連帯保証人等)

第45 融資機関は、融資機関貸付金の貸付けに当たっては、申請者から連帯保証人若しくは担保を徴求し、又は信用基金の債務保証を受けさせるものとする。

(貸付申請)

第46 融資機関は、第27の規定により貸付申請書類を受理したときは、当該貸付申請に係る書類の審査を行うとともに、貸付けを行おうとするときは、第28第1項に規定する県貸付金貸付申請書を知事に提出するものとする。

2 融資機関は、貸付けを行わないときは、貸付不承認通知書により申請者に通知するものとする。

(貸付決定)

第47 融資機関は、第29第3項の規定により知事から県貸付金決定通知書の送付を受けたときは、県貸付金の貸付決定日をもって申請者に対し、林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書(様式第35号。以下「借受者貸付決定通知書」という。)を交付するものとする。

(貸付契約の締結)

第48 融資機関は、申請者との貸付契約の締結に当たっては、林業・木材産業改善資金借受者借用証書(様式第36号。以下「借受者借用証書」という。)に準じた様式をもって行うものとする。ただし、信用基金の債務保証に付する申請者との貸付契約の締結については、信用基金が定める債務保証書、債務保証承諾書及び出資証券により行うものとする。

2 融資機関は、申請者に対し、当該証書の特約条項を説明し、遵守させるものとする。

(借受辞退)

第49 申請者は、貸付金の交付を受ける前に借受けを辞退しようとするときは、速やかに借受辞退届に借受者貸付決定通知書を添えて融資機関に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の規定により借受辞退届の提出を受け、貸付けの決定を取り消したときは、貸付決定取消通知書を申請者に送付するとともに、林業・木材産業改善資金県貸付金借受辞退届(様式第37号の1。以下「県貸付金借受辞退届」という。)に当該借受辞退届の写し及び県貸付金決定通知書を添えて、所長を経由して知事に送付するものとする。

3 知事は、前項の規定により県貸付金借受辞退届の送付を受け、貸付けの決定を取り消したときは、林業・木材産業改善資金県貸付金貸付決定取消通知書(様式第37号の2)を融資機関に交付し、その旨を所長に通知するものとする。

(貸付決定の取消し)

第50 融資機関は、貸付決定後長期にわたり貸付契約の見込みがない場合には、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、当該取消しに係る処理は、第49第2項及び第3項に準じて行うものとする。

(貸付金の交付)

第51 融資機関は、第30第2項の規定により県貸付金の交付を受けた場合は、県貸付金の交付日をもって申請者名義の預金口座に振り替えるものとし、その旨を当該申請者に連絡するものとする。

- 2 借受者は、融資機関貸付金に係る事業の実施に当たり自己資金を必要とする場合は、自己資金をあらかじめ預金口座に積み立てなければならない。
- 3 借受者は、融資機関貸付金の使途を明確にするため、当該融資機関貸付金に係る事業における施設、機械、資材等の代金支払は口座振替によるものとする。
- 4 借受者は、前項の代金支払に係る領収証等の証書類を整理保管しなければならない。

(事業の実施期間及び実施報告等)

第52 借受者は、貸付決定後速やかに当該融資機関貸付金に係る事業に着手し、貸付金受領後3か月以内又は事業を実施するのに必要な期間としてあらかじめ融資機関が承認した期間内に完了しなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、交付された融資機関貸付金を速やかに使用するものとする。

- 2 借受者は、融資機関貸付金に係る事業が完了したときは、当該事業完了の日から30日以内に事業実施報告書を融資機関に提出しなければならない。この場合、事業実施報告書には、当該事業の経費の支払を証明する書類とともに借受者が団体の場合は資金調達明細書を添付しなければならない。ただし、研修に係る資金の借受者にあつては、この限りでない。
- 3 研修に係る資金の借受者は、研修に就いたときに研修証明書を、研修を終了したときには事業実施報告書に代えて研修終了報告書を融資機関に提出しなければならない。

(繰上償還)

第53 融資機関貸付金の借受者は、当該貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰上償還届を融資機関に提出するものとする。

- 2 融資機関は、前項により繰上償還届の提出を受け、繰上償還を認めた場合には、繰上償還承認通知書を借受者に送付するものとする。

(期限前償還)

第54 融資機関は、融資機関貸付金に係る債権を保全するために必要があると認めたとき及び融資機関貸付金の借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還期限にかかわらず期限前償還通知書により借受者に対し、貸付金の全部又は一部の償還を命ずるとともに、当該償還金を受領した場合には、速やかに県に対し県貸付金の繰上償還を行うものとする。

- (1) 融資機関貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合
- (2) 融資機関貸付金に係る償還金の支払を怠った場合
- (3) 融資機関に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠った場合
- (4) 融資機関の貸付決定通知前に事業に着手していた場合
- (5) 第1号から第4号までに掲げるほか、正当な理由がなく貸付けの条件に違反した場合

(支払猶予の手続)

第55 融資機関貸付金の借受者は、第21第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合であって、当該貸付金の償還が著しく困難であるときは、支払猶予申請書を融資機関に提出するものとする。

(事業計画の変更申請等)

第56 融資機関貸付金の借受者は、貸付決定後事業が完了するまでの間に、事業計画又は資金計画を変更する場合は、速やかに計画変更申請書を融資機関に提出するものとする。ただし、次に掲げる以外の軽微な変更又は改善計画書に記載された内容であって、かつ、当該貸付決定額を超えない変更にあつては、この限りでない。この場合、当該借受者は、第52第2項の規定による事業実施報告書の提出の際に、当該事業実施報告書に変更の内容と理由を記載するものとする。

(1) 貸付けの対象となった施設、機械若しくは資材の種類若しくは規模又は工事内容を著しく変更しようとする場合

(2) 借受者が団体又は共同であつて、その受益構成員に変更が生じる場合

(3) 災害等やむを得ない事情により第52第1項に規定する期間内に事業を完了することが困難な事態が発生した場合

2 融資機関は、前項の規定により計画変更申請書の提出を受け、事業計画を変更することがやむを得ないと判断したときは、計画変更申請書の写しを添付の上、知事に協議し、知事が適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書により借受者に通知するものとする。

3 融資機関は、前項の規定により承認を行ったときは、林業・木材産業改善資金事業計画変更承認連絡書(様式第38号)を知事及び所長に送付するものとする。

(据置期間の変更申請等)

第57 融資機関貸付金の借受者は、融資機関貸付金の貸付けを受けた後償還が始まるまでの間に、据置期間を変更しようとする場合は、償還方法変更申請書を融資機関に提出しなければならない。

(借受者又は連帯保証人に関する変更)

第58 融資機関貸付金の借受者は、当該貸付金の償還が終了するまでの間に当該貸付金に係る借受者(連帯債務者を含む。以下同じ。)及び連帯保証人(融資機関が連帯保証人を徴求している場合に限る。)に関する変更が生じた場合は、次に掲げる書類を遅滞なく融資機関に提出しなければならない。

(1) 連帯保証人を追加又は変更しようとする場合は、連帯保証人追加・変更承認申請書

(2) 借受者若しくは連帯保証人の住所若しくは氏名の変更(借受者自体が変わる場合を除く。)又は団体の代表者若しくは代表者の氏名に変更が生じた場合は、借受者・連帯保証人住所氏名変更届

(3) 借受者が死亡又は借受者としての資格を喪失した場合において、相続又は事業の委譲により貸付金に係る事業及び債務を引き継ごうとするときは、借受者変更承認申請書

2 融資機関は、前項第1号及び第2号に係る申請又は届けを受理し、それを承認したときは、借受者・連帯保証人変更承認通知書を借受者に送付するとともに、林業・木材産業改善資金借受者・連

帯保証人変更承認連絡書（様式第39号。以下「借受者・連帯保証人変更承認連絡書」という。）を知事及び所長に送付するものとする。

- 3 融資機関は、第1項第3号の規定により借受者変更承認申請書を受けたときは、所長を経由して知事に送付するものとする。
- 4 所長は、前項の規定により借受者変更承認申請書の送付を受けたときは、第24第3項に準じて処理するものとする。
- 5 知事は、第3項の規定による申請書を受理し、これを承認したときは、その旨を融資機関に通知するものとする。
- 6 融資機関は、前項の規定により承認の通知を受けたときは、借受者・連帯保証人変更承認通知書を借受者に送付するとともに、借受者・連帯保証人変更承認連絡書を第56第3項に準じて処理するものとする。

（違約金）

- 第59 融資機関は、融資機関貸付金の借受者が支払期日に当該貸付金に係る償還金又は期限前償還金を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払った日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。ただし、貸付規則第14条の規定による支払の猶予をしていたことにより支払期日までに支払われなかった場合には、支払期日の翌日から借受者が融資機関への支払った日までの日数を、上記日数から控除することができる。
- 2 融資機関は、借受者が貸付金を貸付目的以外の用途に使用したときは、貸付目的以外に使用された金額につき、借受者が期限前償還を請求された場合にあっては、貸付契約を締結した日から融資機関が期限前償還の期限として定めた日までの日数に応じ、借受者が期限前償還を請求される前に繰り上げて弁済した場合にあっては、貸付契約を締結した日からその弁済の日までの日数に応じ、年12.25パーセントの割合をもって計算した違約金を徴収するものとする。

（償還金の催促）

- 第60 融資機関は、融資機関貸付金の借受者が当該貸付金に係る償還期日を過ぎてもなお、償還金を支払わないときは、当該借受者に対し、文書その他適当と認められる方法で支払の督促を行い、償還に至るまでの経過を整理しておくものとする。

（借用証書の返戻）

- 第61 融資機関は、融資機関貸付金の借受者が当該貸付金に係る償還金を完済したときは、速やかに当該貸付金に係る借受者借用証書を返戻するものとする。

（信用基金の債務保証の取扱い）

- 第62 信用基金が行う債務保証の取扱いについては、この要領に定めるもののほか、信用基金林業信用保証関係業務方法書、融資機関と信用基金との間の債務保証書等に定めるところによる。

第6章 林業・木材産業改善資金の管理運営等

(資金需要の把握)

第63 県が資金需要を把握するために必要なときは、所長は貸付金需要額等を調査し、水産林政部長へ報告するものとする。

(指導体制)

第64 所長は、森林組合等の関係機関の協力を得て申請者及び借受者の経営状況を把握し、貸付金に係る事業計画の所期の目的が達成されるよう助言指導に当たるものとする。

(債権の管理回収)

第65 貸付金債権の管理回収事務の取扱いに関しては、別に定めるものによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成15年9月30日から施行する。
- 2 改正後の宮城県林業・木材産業改善資金事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に貸付けの申請を受理したものから適用し、同日前に貸付けの申請を受理したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	資金内容	貸付対象者
1 新たな林業部門の経営の開始	(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 造林に必要な資金 (3) 立木の取得に必要な資金 (4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うために必要な資金 (5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うために必要な資金 (6) 林業機械の加工に用いられる機械その他の林業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金 (7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うために必要な資金 (8) 能率的な林業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金 (9) 林業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金 (10) 林業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金 (11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金 (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金	(1) 林業従事者 (2) 木材産業に属する事業を営む者（資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業者の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人に限る。以下同じ。） (3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体 (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。以下同じ。） (5) 支援措置(※)を行う農商工連携促進法第11条第1項の認定中小企業者又は認定中小企業者が団体である場合における直接若しくは間接の構成員（以下「認定中小企業者等」という。）
2 新たな木材産業部門の経営の開始	(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 林産物の加工に用いられる機械その他の木材産業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金	(1) 林業従事者 (2) 木材産業に属する事業を営む者 (3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体

	<p>(3) 能率的な木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金</p> <p>(4) 木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金</p> <p>(5) 木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p> <p>(6) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金</p> <p>(7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金</p>	<p>(4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p> <p>(5) 認定中小企業者等</p>
<p>3 林産物の新たな生産方式の導入</p>	<p>(1) 施設の改良、造成または取得に必要な資金</p> <p>(2) 造林に必要な資金</p> <p>(3) 立木の取得に必要な資金</p> <p>(4) 立木を伐採し、又は木材の搬出を行うために必要な資金</p> <p>(5) 森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うために必要な資金</p> <p>(6) 林業機械、林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金</p> <p>(7) 森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において、当該委託の期間に対する委託料を支払うために必要な資金</p> <p>(8) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金</p> <p>(9) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金</p> <p>(10) 林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金</p> <p>(11) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金</p>	<p>(1) 林業従事者</p> <p>(2) 木材産業に属する事業を営む者</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体</p> <p>(4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの</p> <p>(5) 認定中小企業者等</p>

	(12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金	
4 林産物の新たな販売方式の導入	(1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金 (2) 能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるために必要な資金 (3) 林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるために必要な資金 (4) 木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金 (5) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるために必要な資金	(1) 林業従事者 (2) 木材産業に属する事業を営む者 (3) (1)又は(2)に掲げる者の組織する団体 (4) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの (5) 認定中小企業者等
5 林業労働に係る安全衛生施設の導入	(1) 機械・施設の取得に必要な資金	(1) 林業従事者 (2) (1)に掲げる者の組織する団体 (3) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの
6 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	(1) 施設の取得に必要な資金	(1) 林業従事者の組織する団体 (2) 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの

※ 支援措置とは、農商工連携促進法第4条第2項第2号ロの林業従事者が実施する林業・木材産業改善資金を支援するための措置をいい、次に掲げるものとする。

- 1 林業経営又は木材産業経営に必要な施設の設置又は立木の取得
- 2 認定中小企業者等と連携して認定農商工等連携事業を実施する林業従事者等（以下「連携林業従事者等」という。）の生産する林産物を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれる加工の用に供する施設の改良、造成又は取得（以下、「改良等」という。）
- 3 連携林業従事者等の生産する林産物を相当程度販売することが見込まれる販売の用に供する施設の改良等